

高梁市中小企業等特定事業継続支援金

コロナ禍における原油価格高騰の影響を受けた市内の運送事業者を対象に支援金を支給します



対象事業者

《要件》

- ・高梁市内に事業所を置いていること。
- ・令和4年4月1日に事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・原油価格高騰の影響により、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上額※が、前々年または前年同月比で20%以上減少していること。
- ・上記要件を満たす下記の業種の事業者(個人事業主を含む。)

※本制度でいう売上額とは、事業収入額(補助金、寄附金等が含まれる場合は、これらを除いた額をいう。)から燃料費を控除した額とします。

業種	定義
貨物自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を含む)	道路運送法に基づき国土交通大臣の許可を受けて営業を行う貨物自動車運送事業を経営する者
一般貸切旅客自動車運送事業	道路運送法に基づき国土交通大臣の許可を受けて営業を行う一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者
一般乗用旅客自動車運送事業	道路運送法に基づき国土交通大臣の許可を受けて営業を行う一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者

支援金

支援金の額は、次のとおりとなっています

業種	交付基準		支援金額
貨物自動車運送事業	トラック	大型・中型 1台あたり	5万円
		小型 1台あたり	1万円
一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス	大型・中型 1台あたり	5万円
		小型・マイクロ 1台あたり	1万円
一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー(介護タクシーも含む)		1万円

申請方法は裏面へ (申請先：産業振興課)

申請に必要な書類

- 高梁市特定事業継続支援金 交付申請書
- 下記の添付書類

《法人の方》

- 前々事業年度又は前事業年度の確定申告書類の写し
(別表一、及び法人事業概況説明書(両面))
- 売上減少となった月の売上額が分かるもの(売上台帳等)
- 法人名義の口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方)

《個人事業主の方》

- 令和2年又は令和3年の確定申告書類の写し
前々年度又は前年度の確定申告書B第一表
及び所得税青色申告決算書(1、2ページ目)
- 売上減少となった月の売上額が分かるもの(売上台帳等)
- 申請者本人名義の口座通帳の写し
(おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方)
- 本人確認書類(次のいずれかの写し)
 - ・運転免許証(両面)又は運転経歴証明書(両面)
 - ・マイナンバーカード(おもて面)
 - ・写真付きの住民基本台帳カード(おもて面)
 - ・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書
 - ・公的民証(パスポート、健康保険証等)及び住民票の写し

《各業種共通》

- 交付対象車両一覧(様式第2号)
- 関係法令による許可証等の写し
- 申請する車両全ての車検証、市内営業所登録の車両が分かる書類の写し

《申請書に屋号の記載がない個人事業主》

- 開業届
- 令和3年11月以降の業務請負契約書など事業実態が確認できるもの

売上減少率が確認できる書類
添付書類 ①

事業規模が確認できる書類
添付書類 ②

申請・お問い合わせ先

申請期限 **令和4年12月28日(水)**

申請先 **高梁市役所 産業振興課** [TEL: 0866-21-0229](tel:0866-21-0229)